資料２－２

「グループホーム・ケアホーム整備促進支援制度（仮称）」構築に向けた検討の中間まとめ

地域生活移行推進部会

【経緯、現状等】

○障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするには、まずは、住まいの場の確保が必要。

○特に、住まいの受け皿としてグループホーム・ケアホームが期待されているが、他の都道府県と比較して本県の人口当たりのサービス利用者数は非常に少ない状況。

※グループホーム・ケアホームの定員の人口比率（22年10月）
- 愛知県　0.0231%（定員／人口）
- 全国平均 0.0442%（定員／人口）

※本県のグループホーム・ケアホーム数等の状況
- 第3期愛知県障害福祉計画の平成26年度目標値　4,532人
- 平成24年度末の状況 3,143人

「グループホーム・ケアホーム整備促進支援制度」の検討

支援システム構築のねらい、ターゲット	新たに整備を検討している方（整備・運営についての経験、ノウハウがない方）を主なターゲットとして、立ち上げから運営までトータルに支援することにより整備促進を図る。

【対応すべき主な課題等】	【課題対応への主な視点・問題意識等】	【主な取組（引き続き検討）】
◆新規参入者への支援	○経験やノウハウのない新規参入者でも、グループホーム・ケアホームを整備、運営できるようにするため、相談に応じたり助言を行うような支援システムが必要。	**【コーディネーター（アドバイザー）による整備・運営サポート】** ・グループホーム・ケアホームの整備、運営に精通した者による新規開設希望者に対する支援（開設等のお手伝い） ・開設から運営までトータルでサポート ・各障害保健福祉圏域ごとの配置が理想だが、当面、尾張部、三河部に配置 **【設置運営説明会・相談会の開催】** ・コーディネーター（アドバイザー）による開設から運営までのノウハウ説明 ・見学会の開催
◆コーデイネイトやアドバイスできる人材の育成、活用	○整備しようとする人たちをバックアップする人材が必要。 ○地域に根を張り整備を引っ張っていけるような専門的なアドバイザー等の人材が必要。	
◆公営住宅の活用	○公営住宅のグループホーム・ケアホームへの活用促進。	**【公営住宅の活用】** ・県営住宅を活用しやすくする仕組みづくり（「空き室情報の提供」、「地域ニーズとのマッチング」等）
◆地域住民の理解	○グループホーム・ケアホームを整備しようとする際、地元から反対される場合がある。地域住民に対する啓発が必要。 ○地域の人たちと交流しながら生活していくためにも、地域住民の理解が必要。	**【グループホーム・ケアホーム制度の普及、啓発】** ・グループホーム・ケアホームの理解が深まるよう、ホームの生活や体験談などを記載したリーフレットを作成。 ・次期障害者福祉計画策定（26年度末頃）の際、重要施策として周知。
◆地域での取組	○市町村の自立支援協議会をもっと活用すべき。 ○障害福祉サービスの提供主体である市町村に働きかけていく仕組みを検討すべき。	**【市町村自立支援協議会の活用や市町村との連携】** ・引き続き検討